第2回渋川地区市町村任意合併協議会

日 時 平成15年11月26日(水) 午後2時~ 場 所 金島ふれあいセンター

渋川市・伊香保町・小野上村・子持村・赤城村・北橘村

第2回渋川地区市町村任意合併協議会

日 時 平成15年11月26日(水) 午後2時~ 場 所 金島ふれあいセンター

次第

1	開一会	
2	会長あいさつ	
3	報告事項 報告第11号 新市建設計画策定業務委託契約の締結について ・・・・・・・・1	
4	協議事項 議案第7号 協議項目1「合併の方式に関すること」 ・・・・・・・・・・・3 議案第8号 協議項目2「合併の期日に関すること」 ・・・・・・・・・・・・・・・9 議案第9号 協議項目4「新市の事務所の位置に関すること」 ・・・・・・・・15	
5	その他 (1)次回会議の協議項目について・・・・・・・・・・・・・2 (2)次回会議日程について	l
6	閉 会	

報告第11号

新市建設計画策定業務委託契約の締結について

新市建設計画策定業務委託契約の締結について、次のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 1 月 2 6 日

渋川地区市町村任意合併協議会会長 木 暮 治 一

- 1 契約の目的 新市建設計画の策定
- 2 契 約 の 方 法 随意契約(地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号)
- 3 契 約 の 日 平成15年11月18日
- 4 契 約 金 額 金 4,935,000円

(内消費税及び地方消費税 金235,000

円を含む)

5 契約の相手方 住 所 東京都千代田区平河町1-2-10

氏 名 ランドブレイン株式会社

代表取締役 吉 武 祐 一

議案第7号

協議項目1「合併の方式に関すること」

協議項目1「合併の方式に関すること」について、次のとおり定める。

平成15年11月26日提出

渋川地区市町村任意合併協議会 会 長 木 暮 治 一

合併の方式

合併の方式は、新設合併とする。

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	1 合併の方	5式に関すること 関係	項目	
調整方針	合併の方式は、	新設合併とする。		
			 況	調整理由・課題
区	分	新設合併(対等合併)	編入合併(吸収合併)	【理由】
定義		2 以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入(吸収) することで、市町村の数の減少を伴うもの。	これまでの経緯を踏まえ、6市町村が 対等の立場で住民福祉の増進を目指し、 新しいまちづくりを進めるという共通認
法人格		合併関係市町村の法人格はすべて消滅し、新たに市町村が設置 される。	編入される市町村の法人格のみ消滅。編入する市町村の法人格 は存続。	新しいまちづくりを進めるという共通認 識のもとで、新設合併とする。
市町村長の身分		<原則> 合併関係市町村の長はすべて身分を失い、50日以内に選挙 <特例> 新市町村長が選出されるまでは、合併関係市町村長の中から協議で職務執行者を置く。	<原則> 編入される市町村の長は、すべて身分を失う。編入する市町村 の長は、そのまま在職。 <特例> なし	
選挙管理委員の身分		<原則> 合併関係市町村の委員は、すべて身分を失う。 <特例> 新市町村議会で選挙されるまでの間、合併関係市町村の選挙管 理委員の互選により充てられる。	<原則> 編入される市町村の委員は、すべて身分を失う。編入する市町村の委員がそのまま在職。 <特例> なし	
議会の議員の身分		新市町村の議員の定数を法定の上限の2倍以内の数まで増加で きる。	員の定数を増やす場合は、50日以内に増員選挙を行う。 <定数特例 > 編入する市町村と編入される市町村の人口比に、編入する市町村の議員の定数を乗じて得た数を編入する市町村の議員の定数に加算できる。この場合、編入される市町村の区域を選挙区とし、加算数の議員を選出する。ただし、任期は、編入する市町村の議員の残任期間。この特例は、合併後最初の一般選挙にも適用できる。 <在任特例 > 編入する市町村の議員の在任期間に限り、合併関係市町村の議	
農業委員の身分		が、そのまま新市町村の議員として在任できる。 〈原則〉 合併関係市町村の農業委員は、すべて身分を失う。 〈特例〉 選挙による委員は、10人~80人の範囲で、合併後1年間以内に限り、新市町村の農業委員として在任できる。	員がそのまま編入する市町村の議員として在任できる。	
特別職の身分		<原則>	<原則> 編入する市町村の特別職の職員はそのまま在任し、編入される市町村の特別職の職員は、すべて失職する。 <特例> なし	
一般職の職員の身分		< 原則 > 合併関係市町村の職員は、すべて身分を失う。 < 特例 > 一般職の職員は、身分を保有するよう措置される。	<原則> 編入する市町村の職員の身分変動なし。編入される市町村の職員は、すべて身分を失う。 <特例> 一般職の職員は、身分を保有するよう措置される。	
条例、規則等の取扱し	1	合併関係市町村の条例・規則は全て失効し、新たに制定する。	編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入する 市町村の条例・規則を適用する。	

議案第7号参考資料(その2)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	1 合併の方式に関すること	関係項目
	現	況

・最近の事例

	合併年月日	新市町村名	合 併 関 係 市 町 村 名	協議開始年月日
	平成 15 年 1 月 29 日	大崎上島町 (広島県)	大崎町、東野町、木江町	平成13年7月1日 (任意)
	平成 15 年 3 月 1 日	廿日市市 (広島県)	佐伯町、吉和村	平成13年8月 (任意)
	平成 15 年 3 月 1 日	南部町 (山梨県)	南部町、富沢町	平成 13 年 12 月 17 日 (任意)
新	平成 15 年 4 月 1 日	東かがわ市 (香川県)	引田町、白鳥町、大内町	平成12年4月1日 (法定)
	平成 15 年 4 月 1 日	あさぎり町 (熊本県)	免田町、上村、岡原町、須恵村、深田村	平成 10 年 4 月 1 日 (任意)
	平成 15 年 4 月 1 日	静岡市 (静岡県)	静岡市、清水市	平成 10 年 4 月 1 日 (法定)
	平成 15 年 4 月 1 日	宗像市 (福岡県)	宗像市、玄海町	平成12年4月5日 (法定)
	平成 15 年 4 月 1 日	神流町 (群馬県)	万場町、中里村	平成13年6月7日 (任意)
	平成 15 年 4 月 1 日	南アルプス市 (山梨県)	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町	平成12年4月1日 (法定)
設	平成 15 年 4 月 1 日	山県市 (岐阜県)	高富町、伊自良村、美山町	平成13年2月21日 (任意)
	平成 15 年 4 月 21 日	周南市 (山口県)	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	平成 14 年 6 月 1 日 (法定)
	平成 15 年 5 月 1 日	瑞穂市 (岐阜県)	穂積町、巣南町	平成 14 年 9 月 25 日 (法定)
	平成 15 年 9 月 1 日	千曲市 (長野県)	更埴市、上山田町、戸倉町	平成 12 年 7 月 10 日 (任意)
	平成 15 年 2 月 3 日	福山市 (広島県)	福山市、内海町	平成 14 年 1 月 21 日 (法定)
編	平成 15 年 4 月 1 日	呉市 (広島県)	呉市、下蒲刈町	平成13年6月 (任意)
利用	平成 15 年 4 月 1 日	新居浜市 (愛媛県)	新居浜市、別子山村	平成 14 年 4 月 1 日 (法定)
入	平成15年6月6日	野田市 (千葉県)	野田市、関宿町	平成14年4月12日 (法定)
	平成 15 年 7 月 7 日	新発田市 (新潟県)	新発田市、豊浦町	平成 14 年 1 月 25 日 (任意)
	平成 15 年 8 月 20 日	田原市(愛知県)	田原町、赤羽根町	平成15年2月5日 (法定)

議案第8号

協議項目2「合併の期日に関すること」

協議項目2「合併の期日に関すること」について、次のとおり定める。

平成15年11月26日提出

渋川地区市町村任意合併協議会 会 長 木 暮 治 一

合併の期日

合併の期日は、「市町村の合併の特例に関する法律」の適用が受けられる期限内とする。

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	2 合併の期日に関すること	関係項目	
調整方針	合併の期日は、「市町村の合併の特例に関する法律」の		
	現	況	調整理由・課題
「合併特例法」といってに合併が行われたでに合併が行われた(2) 住民の合意形成に(3) 合併協議会での協(4) 首長や議会議員の(5) 電算システムの約要がある。	の特例に関する法律(昭和40年3月29日法律第6号)(以下いう。)は、平成17年3月31日に失効するので、この期限まない場合は、同法の財政支援措置等は受けられないことになる。こ要する期間や住民生活への影響を配慮する必要がある。協議の進捗状況を配慮する必要がある。の任期を配慮する必要がある。 充合、出納閉鎖等合併時の事務処理・引継との関係を配慮する必れる事務事業や公的行事等との関係を考慮する必要がある。	2 主な財政支援措置 (1) 地方交付税の額の算定の特例(第11条) 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度は、関係市町村が、名前の区域で存続している場合に算定される交付税の額の合計額を下回らない。に算定される。その後5年度で段階的に縮減される。 (2) 地方債の特例(第11条の2) 市町村建設計画に基づいて行う事業又は基金の積み立ての内、合併に伴い外必要と認められるものに要する経費は、合併が行われた日の属する年度及びこに続く10年度に限り、合併特例債を充てることができる。(充当率95%で元利償還金の70%が普通交付税措置される。)	市町村合併が行われた場合 ・
で1 までは、	定の特例) 法(昭和25年法律第211号)に定めるところにより毎年度額を算定する場合においては、合併市町村については、経費の高級ででは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一	2 特定経費の財源に充てるために起こした地方債(当該地方債を財源として設置し施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができるのを除く。)で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方式税法の定めるところにより、当該合併市町村に交付すべき地方交付税の額の算定にいる基準財政需要額に買入するものとする。 3 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が市町村建設計画を達成するため行う事業又は基金の積立てに要する経費に充てるために起こす地方債については、令の範囲内において、資金事情及び当該合併市町村又は当該合併市町村を包括する道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。 「内」(失効) 第2条 この法律(附則第4条第1項及び第2項、附則第5条第3項、附則第6条、則第12条並びに附則第14条の規定を除く。)は、平成17年3月31日限り、の効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後代まその効力を有する。 第2項省略	も付用に法都

議案第8号参考資料(その2)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	2	合併の期日に関すること	関(係 項 目	
		現	況		

・最近の事例

	合併年月日	新市町村名	合 併 関 係 市 町 村 名	
	平成15年1月29日	大崎上島町	大崎町、東野町、木江町	(広島県)
	平成15年3月1日	廿日市市	佐伯町、吉和村	(広島県)
	平成15年3月1日	南部町	南部町、富沢町	(山梨県)
新	平成15年4月1日	東かがわ市	引田町、白鳥町、大内町	(香川県)
	平成15年4月1日	あさぎり町	免田町、上村、岡原町、須恵村、深田村	(熊本県)
	平成15年4月1日	静岡市	静岡市、清水市	(静岡県)
	平成15年4月1日	宗像市	宗像市、玄海町	(福岡県)
	平成15年4月1日	神流町	万場町、中里村	(群馬県)
	平成15年4月1日	南アルプス市	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町	(山梨県)
設	平成15年4月1日	山県市	高富町、伊自良村、美山町	(岐阜県)
	平成15年4月21日	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	(山口県)
	平成15年5月1日	瑞穂市	穂積町、巣南町	(岐阜県)
	平成15年9月1日	千曲市	更埴市、上山田町、戸倉町	(長野県)
	平成15年2月3日	福山市	福山市、内海町	(広島県)
編	平成15年4月1日	呉市	呉市、下蒲刈町	(広島県)
利用	平成15年4月1日	新居浜市	新居浜市、別子山村	(愛媛県)
λ	平成15年6月6日	野田市	野田市、関宿町	(千葉県)
λ	平成15年7月7日	新発田市	新発田市、豊浦町	(新潟県)
	平成15年8月20日	田原市	田原町、赤羽根町	(愛知県)

【新設】

日	曜日	市町村数
日	水	1
日	土	2
日	火	7
日	月	1
日	木	1
日	月	1
	日 日 日 日 日 日 日	日 水 日 土 日 火 日 月

【編入】

合	併	日	曜日	市町村数
2月	3	日	月	1
4月	1	日	火	2
6月	6	日	金	1
7月	7	日	月	1
8月	2 0	日	水	1

議案第9号

協議項目4「新市の事務所の位置に関すること」

協議項目4「新市の事務所の位置に関すること」について、次のとおり定める。

平成15年11月26日提出

渋川地区市町村任意合併協議会 会 長 木 暮 治 一

新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、現在の渋川市役所とし、他の5町村役場庁舎は支所とする。

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	4 新市の事務所の位置に関すること	関係項目	
調整方針	新市の事務所の位置は、現在の渋川市役所とし、他の5町	村役場庁舎は支所とする。	
			調整理由・課題

重発品の担に

事務	所の現況						(H15.9.1 現在)
		渋 川 市	伊香保町	小 野 上 村	子 持 村	赤 城 村	北橘村
事	8所の位置	渋川市石原 80 番地	伊香保町伊香保 116-1 番地	小野上村村上 3756-3 番地	子持村吹屋 384 番地	赤城村敷島 568-1 番地	北橘村真壁 2372-1 番地
庁	舎	本庁舎 昭和41年建設 鉄筋コンクリート3階建 (地下 1階) 6,757.2 ㎡ その他 北庁舎874.4 ㎡ 西棟324 ㎡	本庁舎 昭和54年建設 鉄筋コンクリート3階建 (地下1階) 3,084.04 m	本庁舎 昭和57年建設 鉄筋コンクリート2階建 1,410㎡	本庁舎 昭和37年建設 鉄筋コンクリート3階建 2,415 ㎡ その他 子持村公民館	本庁舎 昭和32年建設 (平成15年増改築) 鉄筋コンクリート2階建 2,507㎡ その他 議会庁舎 958.42㎡ 福祉センター699.00㎡ 中央公民館 582.00㎡ 保健センター607.50㎡	本庁舎 平成 1 2 年建設 鉄筋コンクリート 2 階建 (地下 1 階) 3,612.09 ㎡ その他 議会棟 1,580.10 ㎡ その他 260.79 ㎡
敷	地面積	15,616 m²	3,515 m ²	4,926 m²	10,017 m²	6,807 m²	24,926 m²
駐	車場	来庁者用・職員用 260台	来庁者用・職員用 35台	来庁者用・職員用 150台	来庁者用・職員用 289台	来庁者用・職員用 180台	来庁者用・職員用 108台
地理的	主要アクセス道	主要地方道高崎渋川線	主要地方道渋川松井田線	国道 353 号	国道 17 号、国道 353 号	県道下久屋渋川線	国道 17 号、国道 353 号
地理的条件	公共交通	JR 東日本渋川駅(上越線)	関越交通バス 渋川~伊香保線 群馬バス 高崎~伊香保線	JR 東日本小野上駅 (吾妻線) 代替バス(関越交通) 渋川~小野上温泉センター、 中之条線	代替バス(関越交通) 渋川~桜の木線 渋川~小野上温泉センター、 中之条線	JR 東日本敷島駅(上越線) 代替バス(関越交通) 渋川~深山線	村営バス 渋川~役場車庫

小野上郵便局 250m

JA 北群渋川支所 200m

2 事務所の位置の決定にあたっての留意事項

社会保険事務所 50m

法務局渋川出張所 300m

公共職業安定所 400m 渋川郵便局 800m JA 北群渋川本所 1000m

(1) 住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について 適当な考慮を払わねばならない。(地方自治法第4条第2項)

伊香保郵便局 800m

- (2) 支所、出張所を設ける場合は、その位置、名称、所管区域、機構、業務内容等を協議しておくことが適当とされている。
- (3) 既存の事務所を使用する場合、議員及び職員の数が多くなることへの対応が必要 となる。

赤城郵便局 100m

真壁郵便局 400m

JA 赤城たちばな支所 450m

- 全く別の場所へ新しい事務所を建設する場合、旧庁舎の活用方法の検討や特にそ の地域の住民の合意が得られる方法を検討する必要があるといわれている。

【関係法令】

地方自治法(抜粋)

周辺公共

施設

(事務所の設置又は変更)

- 第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、
- 条例でこれを定めなければならない。 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利で あるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければな
- 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会におい て出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

(支庁・地方事務所等の設置及び区)

鯉沢郵便局 350m

渋川警察署 950m

群馬県渋川合同庁舎 900m

- 第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な地に、都道府県にあつては支庁(道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)
- 及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例 でこれを定めなければならない。
- 3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位 置及び所管区域にこれを準用する。

【理由】

住民の利便性を考慮して、渋川市役所を本庁舎、5町村役場を支所とし、住民サービスの低 下をまねかないように配慮す

【課題】

行政の効率化を図る上で、管 理部門等の一部行政機能を本庁 舎に統合する場合、増築等のた めの経費が必要となる。

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

				八八地区	1911年1日 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /	7. 响走响自		
協	議	項目	4 新市の事務所の位置に関するこ	<u> </u>	関係項目			
				現		況		
事務所	f設置(の方式						
	項	目	本 庁 方 式	総合	支 所 方 式	分 庁 方	式	
	概	角	すべての行政機能を本所に統合し、旧庁舎は廃 止する。	一部の行政機能(管村の庁舎における行政を本所に管理部門等の	理部門等)を除き、6市町 機能をそのまま残す方式 一部の行政機能を統合	総合支所方式において、本所 複数の庁舎に振り分けて設置	所に設置する機能を、 する方式	
	メリ	ット	庁舎の管理において、効率的である。	住民及び職員にとっ が少ない。	て、最も現状に近く違和感	本庁方式と比較した場合、 である。	より現状に近い方式	

本庁方式に比べ、建設費が少なくてすむ。

	デメリット	役場が遠くなる住民が多くなりの点で課題が大きい。 現在の職員を収容する規模の所 新築又は増築等の費用が必要とな			テ舎がないため、				便性の課題			住民にとって利
		新樂又I。	以 省 樂 寺	5の貧用か必安とな	ເວ.	職員数が現在と同数程度必要であり、事務効率化の点で課題が残る。						
先進	地事例											
		西東京市			さ い た ま 市		松 任 市					
	2市(田無市・1	市(田無市・保谷市)				3 市(浦和市・大宮市・与野市)		1 市 2 町 5 村(松任市・鶴来町・美川町・河内村吉野谷村・鳥越村・尾口村・白峰村)			町・河内村)	
	13号とする。	役所を田無		市南町五丁目6番 現在の保谷市役	和 現 たえいまで の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	5及び与野市の庁舎につい 5法について検討するもの 5法について検討するもの 2地域所の位置にいとの 2地域が望ま、交通の事情、 3とどの位置にの利のでを 3所の位置について 3条所の位置について 3条の設置かに検討を 3を表の。 3を開かる 3を開かる 3を開かる 3を開かる 3を開かる 3を開かる 3を開かる 4を開かる 4を開かる 5を開かる 5を開かる 5を開かる 5を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を開かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる 6を用かる	いと、を他しる 、方すはるいま官将の 民をも	1 合併時は1i control con	新市の事務 ! 市 5 村役 [」] こついては 月らかにし	所の位置は 場庁舎は支 、本庁業務 たうえで、	、松任市役 所とする。 と支所業務 新市の事務	
Ī		宗 像	市	•	東	か が わ 市			山県	市		
l	1市1町(宗像i	市・玄海町	Γ)		3町(引田町・台	鳥町・大内町)		2町1村(高富村	ナ・伊自良村	村・美山町)	
	地とする。			5大字東郷 995 番 ノて 2 年間存続す	┃水入1847番均	D位置は、合併当初は白見 也1とする。ただし、新月 : した場合、白鳥町湊又は	テ舎の位┃	事務所の位置 00番地1とする 良支所」とし、3 とする。	る。現在の	伊自良村役	:場を「伊自	

5 その他

(1)次回会議の協議項目について

財産の取扱いについて

合併関係市町村が所有する財産(土地、建物、基金及び債権・債務など)は、 すべて新しい市に引き継ぐことが、原則的な考え方です。

慣行の取扱いについて

合併関係市町村の市町村章、市町村民憲章、市町村の歌、花、木、鳥、各種宣言等の各種慣行は、地域の伝統・文化との結びつきも強いため、その地域でしっかり受け継いでいくべきものです。しかしながら、新市の一体性の確保の観点から、統一できるものはできるだけ早期に統一することが望ましいことから、その扱いを協議会で協議することになります。

組織及び機構について

新市の組織、機構、支所及び出張所の位置、業務内容等について協議会で協議 することになります。

(2)次回会議日程について

日 時 平成15年12月25日(木) 午後2時~

場 所 渋川プリオパレス